# 兵庫県公報

平成30年2月16日 金曜日 第 2977 号

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、

その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示 ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水大気課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課)	2
〇同 上(同)	$\overline{4}$
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)	5
〇同 上 (同)	5
選挙管理委員会告示	
~.1=2221	_
○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号の訂正	5
○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の訂正	6
○ 平成28年兵庫県選挙管理委員会告示第94号の訂正	6

#### 兵庫県告示第116号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設 の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事 項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 丸尾カルシウム株式会社土山工場 明石市二見町西二見2086番地 工場長 森 常 久
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 丸尾カルシウム株式会社土山工場 明石市二見町西二見2086番地
  - ③ 特定施設に関する事項

種								類	26号ロ ろ過施設
能								力	$2.56 \text{m}^2$
工	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後
工	事	完	成	予	定	年	月	日	着手後30日
使	用	開	始	予	定	年	月	日	完成後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間				りの	使用甲	時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要				動	の概	要	なし		

1	ı		ı	I I
	区	分	通常	最大
	The state of the s	オン濃度 指数)	11~12	11~13
使用時にお		D酸素要求量 mg/L)	3	7. 5
いて当該特 定施設から 排出される		· 素 要 求 量 mg/L)	2	5
汚水等の汚染状態の通		物 質 量 mg/L)	10	20
常の値及び 最大の値		含 有 量 mg/L)	0.1	0. 2
		有 mg/L)	0.1	0. 15
		ン抽出物質含有量 mg/ L)	1	2
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)			50	50

備考 汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期間 平成30年2月16日から同年3月9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市市民生活局環境保全課

兵庫県告示第117号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示(平成30年近畿地方整備局告示第13号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

^^^^^^^^^^^^

平成30年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
  - 兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - 中播都市計画道路事業
  - 3.4.22号大日線
- 3 事業施行期間

平成30年1月31日から平成35年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

兵庫県姫路市砥堀字宮ノ本、字中北野及び字北野並びに仁豊野字九丁目地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) トンボプラザ

所在地 明石市硯町三丁目455-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 オリックス株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目4番1号

代表者の氏名 井 上 亮

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所

代表者の氏名

上新電機株式会社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

中嶋克彦

外未定2者

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年9月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,210平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数

183台

(2) 駐輪場の収容台数

128台

③ 荷さばき施設の面積

116平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

54.3立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成30年1月24日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年2月16日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成30年6月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

^^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)トライアル養父店

所在地 養父市八鹿町朝倉1263-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社トライアルカンパニー

住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表者の氏名 楢木野 仁 司

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 株式会社トライアルカンパニー

住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表者の氏名 楢木野 仁 司

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年9月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,960平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数

193台

(2) 駐輪場の収容台数

80台

③ 荷さばき施設の面積

181平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

26.7立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24年	寺間

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出年月日

平成30年1月23日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年2月16日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成30年6月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成30年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 高砂市米田町塩市字明田60番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪府摂津市千里丘六丁目3番24号

阪 口 和 子

3 許可年月日及び許可番号

平成29年12月14日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-4-2号(29高砂)

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成30年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 赤穂市新田字古濱55番、56番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂郡上郡町梨ヶ原字九ノ谷山1167番158

住商工業株式会社 代表取締役 武 田 泰 幸

3 許可年月日及び許可番号

平成30年1月5日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-12-2号(29赤穂)

## 選挙管理委員会告示

# 兵庫県選挙管理委員会告示第10号

相生市医師連盟から提出された平成25年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成30年2月16日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の相生市医師連盟の欄中		
「 2 支出総額	0 .	」を
「 2 支出総額	24, 210	」に、
「その他の収入	25	
一件 10 万円未満のもの	25	を
4 寄附の内訳		J
「その他の収入	25	
一件 10 万円未満のもの	25	
4 支出の内訳		に改める。
政治活動費	24, 210	(CDX は) る。
寄附・交付金	24, 210	
5 寄附の内訳		J
^^^^	·//·/	

# 兵庫県選挙管理委員会告示第11号

相生市医師連盟から提出された平成26年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成30年2月16日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の相生市医師連盟の欄中

Γ	1	収入総額	1, 926, 364		<b>*</b> ,
		前年繰越額	1, 644, 664		を
Γ	1	収入総額	1, 902, 154		に改める。
		前年繰越額	1, 620, 454	J	に以める。

# 兵庫県選挙管理委員会告示第12号

相生市医師連盟から提出された平成27年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成28年兵庫県選挙管理委員会告示第94号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

^^^^^^

平成30年2月16日

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の相生市医師連盟の欄中	兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄
「 1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額	2, 100, 386 1, 926, 364 174, 022 0 」
<ul><li>「 1 収入総額 前年繰越額 本年収入額</li><li>2 支出総額</li><li>「 その他の収入</li></ul>	2, 076, 176 1, 902, 154 174, 022 20, 216 ]
<ul> <li>一件 10 万円未満のもの</li> <li>4 寄附の内訳</li> <li>「 その他の収入</li> <li>一件 10 万円未満のもの</li> <li>4 支出の内訳</li> <li>政治活動費</li> </ul>	22 を 」 22 22 に改める。 20,216

5	寄附・交付金 寄附の内訳	20, 216	J
J	CALIF. C. L. A.H.Z.		